

令和3年5月 四万十市農業委員会 議事録

1 日 時 令和3年5月7日(金) 午後2時30分～午後3時37分

2 場 所 四万十市役所 6階 議員協議会室

3 出席委員

(1) 農業委員 17名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	篠田 新生	10	芝 順子	17	尾崎 征洋
2	桑原 宏文	11	岡村 猛	18	福留 宣彦
3	伊与田 真哉	12	伊勢脇精藏	19	畠中 温喜
4	井上 靖好	13	土居 忠栄		
5	加用 雅啓	14	清水 優志		
6	安藤 久徳	15	正木 卓夫		
8	遠地 美千代	16	岡崎 誠		

(2) 農地利用最適化推進委員 7名

番号	氏名	番号	氏名
1	東 正世	6	山口 昇彦
2	武井 健治	7	井上 文一
3	宮崎 幸一	8	竹村 光一
4	岡本 尚子		

4 欠席委員

(1) 農業委員 2名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
7	谷崎 容子	9	山本 官		

(2) 農地利用最適化推進委員 1名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
5	宮地 秀之				

5 事務局職員出席者

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	小谷 哲司	主幹	宮川 昭人
事務局長補佐	吉田 貴浩	主事	岡本 ほのか
係長	柴 秀樹	主事 (西土佐地域担当)	東 昭伸
係長 (西土佐地域担当)	田中 邦典		

6 議 案

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について(1番～11番)

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請進達について(1番～2番)

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について(1番～5番)

第4号議案 非農地証明書の交付について(1番～5番)

第5号議案 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

報告事項

その他

◆議 長（福留会長）

只今から令和3年5月「四万十市農業委員会総会」を開会いたします。
まず事務局より諸般の報告をお願いします。

○事務局

それでは諸般の報告をさせていただきます。

欠席の届出がございます。議席番号7番 谷崎 容子 委員 議席番号9番 山本 官 委員の2名であります。従いまして、本日の出席委員数は、19名中17名の出席となり、「農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定」により、在任委員の過半数に達しておりますので、会議は成立しております。

なお、推進委員は、宮地 秀之 委員より欠席の届出がありました。
以上で諸般の報告を終わります。

◆議 長（福留会長）

続きまして、会議規則の規定に基づき、議事録署名委員は、議席番号1番 篠田 新生 委員、議席番号4番 井上 靖好 委員をお願いします。

それでは、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第1号議案 農地法第3条の規定による申請について説明いたします。議案書は2ページになります。
番号1。土地の表示は、大字 安並 以下議案書記載のとおりです。

申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は、農作業暦43年の70歳の兼業農家で、農作業への従事日数は年間150日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植え機を所有しているとのことです。申請地は自宅から約1キロメートルの距離となっております。耕作面積は125aとなりますので、本市の下限面積である30aを上回っております。

また、申請地は現在休耕地となっておりますが、取得後は譲受人が果樹を耕作していくということです。
以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。

続きまして番号2。土地の表示は、大字 古尾 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は、農作業暦30年の45歳の兼業農家で、農作業への従事日数は年間100日となっております。労働力は、譲受人と、農作業暦30年の父の二人となっております。農機具につきましては、耕運機、コンバイン、田植え機を所有しているとのことです。申請地は自宅から約30分の距離となっております。耕作面積は164aとなりますので、本市の下限面積である30aを上回っております。

また、申請地は現在休耕地となっておりますが、取得後は譲受人が果樹を耕作していくということです。
以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。

続きまして議案書は3ページになります。

番号3。土地の表示は、大字 安並 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は、議案書の上から順に農作業暦50年の69歳、農作業暦54年の84歳、農作業暦48年の72歳の方で、農作業への従事日数は3名とも年間200日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、耕運機、コンバイン、田植え機を所有しているとのことです。申請地は自宅から約200メートルの距離となっております。耕作面積は、議案書の上から順に154a、171a、109aとなりますので、本市の下限面積である30aを上回っております。

また、譲受人3名は安並水稲組合の組合員であり、現在隣接地で籾摺りを協同で行っていますが、現在の敷地が狭いため、申請地取得後は籾摺り場として使用するとのことです。

以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。

続きまして番号4。土地の表示は、大字 森沢 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は、農作業暦32年の63歳の専業農家で、農作業への従事日数は年間180日となっております。労働力は、譲受人と、農作業暦32年の母の二人となっております。農機具につきましては、トラクター、軽トラックを所有しているとのことです。申請地は自宅から約100メートルの距離となっております。耕作面積は55aとなりますので、本市の下限面積である30aを上回っております。

また、申請地は来年からは畑として譲受人が耕作していくとのことです。

以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。

続きまして番号5。土地の表示は、大字 西土佐江川崎 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は、農作業暦50年の69歳の兼業農家で、農作業への従事日数は年間200日となっております。労働力は、譲受人と、農作業暦30年の妻の二人となっております。申請地は自宅から約10分圏内となっております。耕作面積は52aとなりますので、本市の下限面積である30aを上回っております。

また、申請地はこれまでの状況と変わりなく譲受人が耕作していくということですので今まで通り周辺の農地に与える影響などはないと思われまます。

以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。

続きまして議案書は4ページになります。

番号6。土地の表示は、大字 実崎ほか 以下議案書記載のとおりです。申請理由は贈与で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は、農作業暦25年の62歳の専業農家で、農作業への従事日数は年間350日となっております。労働力は、譲受人と、農作業暦20年の妻の二人となっております。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植え機を所有しているとのことです。申請地は自宅から約10分圏内となっております。耕作面積は147aとなりますので、本市の下限面積である30aを上回っております。

また、申請地はこれまでの状況と変わりなく譲受人が耕作していくということですので今まで通り周辺の農地に与える影響などはないと思われまます。

以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。

続きまして番号7。土地の表示は、大字 川登 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は、農作業暦50年の68歳の兼業農家で、農作業への従事日数は年間250

日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植え機を所有しているとのことです。申請地は自宅から約3キロメートルの距離となっております。耕作面積は122aとなりますので、本市の下限面積である30aを上回っております。

また、申請地を含む周辺一帯は現在、埋め立てを行っており、埋め立て完了後は譲受人が一体利用して耕作していくということです。

以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。

続きまして番号8。土地の表示は、大字 西土佐大宮 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は、農作業暦40年の59歳の専業農家で、農作業への従事日数は年間350日となっております。労働力は、譲受人と、農作業暦50年の母の二人となっております。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植え機、管理機を所有しているとのことです。申請地は自宅から約1キロメートルの距離となっております。耕作面積は131aとなりますので、本市の下限面積である30aを上回っております。

また、申請地はこれまでの状況と変わりなく譲受人が耕作していくということですので今まで通り周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。

続きまして議案書は5ページになります。

番号9の西土佐大宮字中ノ前1766番については、現況が雑種地であることが判明し、農業委員会の許可を得る必要がなくなったため、令和3年5月6日付けで取下げ願が提出されました。そのため、1766番については、審議対象から除外させていただきます。また、譲受人の耕作面積は87aと記載しておりますが、今回の取下げに伴って、耕作面積は83aとなります。

それでは説明いたします。土地の表示は、大字 西土佐大宮 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は、農作業暦40年の63歳の兼業農家で、農作業への従事日数は年間250日となっております。労働力は、譲受人と、農作業暦40年の妻の二人となっております。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植え機を所有しているとのことです。申請地は自宅から約100メートルの距離となっております。耕作面積は83aとなりますので、本市の下限面積である30aを上回っております。

また、申請地はこれまでの状況と変わりなく譲受人が耕作していくということですので今まで通り周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。

続きまして番号10。土地の表示は、大字 不破 以下議案書記載のとおりです。申請理由は贈与で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は、夫婦であり、夫は農作業暦53年の73歳、妻は農作業暦44年の64歳です。農作業への従事日数は、夫が年間250日、妻が年間100日となっております。労働力は、譲受人二人のみとなっております。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植え機、軽トラックを所有しているとのことです。申請地は自宅から約2分の距離となっております。耕作面積は147aとなりますので、本市の下限面積である30aを上回っております。

また、申請地は現在休耕地となっておりますが、取得後は譲受人が畑として耕作していくということです。

以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。

続きまして番号 11。土地の表示は、大字 不破 以下議案書記載のとおりです。申請理由は贈与で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は、農作業暦 33 年の 53 歳の兼業農家で、農作業への従事日数は年間 150 日となっております。労働力は、譲受人と、農作業暦 56 年の父と、農作業暦 53 年の母の三人となっております。農機具につきましては、トラクター、田植え機、コンバイン、軽トラックを所有しているとのことです。申請地は自宅から約 2 分の距離となっております。耕作面積は 44 a となりますので、本市の下限面積である 30 a を上回っております。

また、申請地はこれまでの状況と変わりなく譲受人が耕作していくということですので今まで通り周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

以上、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件には該当いたしません。以上です。

◆議 長 （福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

「1 番・3 番の関係委員」お願いします。

◇議席番号 17 番 尾崎委員（東山地区担当）

4 月 24 日に申請地の状況確認及び譲受人への聞き取り調査を行いました。今回取得しようとする申請地の現況は田で、少し荒れていますがブシュカン等を作るとのことです。周辺農地に与える影響はありません。

また譲受人は現在所有している農地についても効率的に耕作しています。以上のことから農地法第 3 条の許可については適当であるものと考えます。以上です。

続いて同じく 4 月 24 日申請地の状況確認及び譲受人への聞き取り調査を行いました。今回取得しようとする農地は安並水稻生産組合の所有としたいものですが、組合は法人登記をしていませんのでやむを得ず申請人 3 人の登記とするようです。現在、隣接地で籾摺りを組合が行っており、購入した土地については籾摺り場として使用するそうです。3 人のそれぞれ調査項目については何ら問題ありませんでした。許可については適当であるものと思います。以上です。

◆議 長 （福留会長）

推進委員の宮地委員からは適当であるとの連絡がありました。

◆議 長 （福留会長）

「2 番の関係委員」お願いします。

◇議席番号 12 番 伊勢脇委員（富山地区担当）

4 月 24 日申請地の状況確認及び譲受人への聞き取り調査を行いました。申請地ですが奥古尾のスーパー林道の道路沿いで、今は耕作していない状態でしたが、草を刈り払いいつでも利用できる状態でした。譲受人は右山に居住しておりますが、元々は地元出身で勤務先も地元です。今回取得しようとする農地ですが果樹を植え効率的に利用していくものと認められます。また周辺の農地に与える影響もありません。下限面積、農機具等も事務局の説明どおりで問題ありません。以上のことから農地法第 3 条の許可については適当と考えます。以上です。

◇議席番号 16 番 岡崎委員（中村地区担当）

右山元町の申請人（譲受人）のところへ3回足を運びましたが会えませんでした。農家ですのでそうなんでしょうけど。伊勢脇委員がすべて対応してくれたということで4回目はよう行っていません。

◆議 長 （福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

推進委員の宮地委員からは適当であるとの連絡がありました。

◇東委員（富山・蕨岡地区担当）

5月5日現地確認をしました。ちょうど地元の区長と会い話をしましたが、問題は無いとのことでした。以上です。

◆議 長 （福留会長）

「4番の関係委員」お願いします。

◇議席番号 14 番 清水委員（中筋・東中筋地区担当）

4月22日譲受人と会い聞き取り調査を行いました。申請地の状況ですが耕作している農地でした。譲受人は既に保有している農地についても効率的に耕作していると思います。下限面積も問題ありません。また周辺農地の利用に与える影響もありません。以上です。

◆議 長 （福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇岡本委員（中筋・東中筋地区担当）

清水委員の意見と同じです。

◆議 長 （福留会長）

「5番の関係委員」お願いします。

◇議席番号 2 番 桑原委員（西土佐方の川・西ケ方・下方・下家地・中家地地区担当）

4月23日岡村委員、竹村、井上推進委員と事務局で現地調査を行いました。現状は栗（畑）で古い栗から新しい栗までありますが、栗が植わっています。下刈りの方はまだかなり雑草が生えている状態ですが、昨日本人と会い今後について聞きました。今後は下刈りもして栗の剪定もしながら、栗の栽培をして行くということの確認をしました。問題はありません。以上です。

◇議席番号 11 番 岡村委員（橘・津野川・津賀地区担当）

4月27日、譲受人に話を聞きました。今までどおり栗畑、栗山として作っていくとのことですので問題ないと思います。以上です。

◆議長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇竹村委員（西土佐下方地区他担当）

今、2人の委員から説明がありましたが問題はありません。以上です。

◇井上委員（西土佐津野川地区他担当）

問題はありません。

◆議長（福留会長）

「6番の関係委員」お願いします。

◇議席番号5番 加用委員（八束地区担当）

申請地の状況ですが現在も耕作している農地であり、問題はありません。譲受人の農作業従事状況、下限面積ですが、譲受人は大規模に水稲とオクラを奥さんと2人で専業農家として行っており問題はありません。周辺地域との関係も問題ありません。取得後も田は田、畑は畑として耕作して行くとのこと、農地法第3条による許可申請については問題ありません。以上です。

◆議長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮崎委員（下田・八束地区担当）

加用委員の説明どおりで問題ありません。

◆議長（福留会長）

「7番の関係委員」お願いします。

◇議席番号3番 伊与田委員（大川筋地区担当）

4月23日申請地の状況確認及び譲受人からの聞き取り調査を武井推進委員と行いました。申請地の現況は埋立地で譲受人は主に稲作、柑橘類を耕作しており、今回取得しようとする農地については果樹を主に耕作していく予定とのこと。周辺農地に与える影響は全くありません。埋立てが終わり耕起が出来次第、つくり土なども用意しており、今後、果樹栽培に専念するものと思われ。以上のことから農地法第3条の許可については適当であるものと考えます。

◆議 長 (福留会長)

推進委員から、意見などはございませんか？

◇武井委員 (大川筋・後川地区担当)

4月23日に伊与田委員と譲受人との3人で現地確認及び説明を受けました。伊与田委員からの説明のとおりです。ここは素晴らしい地域になるのかなと感心しながら現状を確認しました。以上です。

◆議 長 (福留会長)

「8番・9番の関係委員」お願いします。

◇議席番号1番 篠田委員 (西土佐藪ケ市・須崎・大宮地区担当)

4月28日井上推進委員と共に現地確認と譲受人への聞き取り調査を行いました。現地は田として管理されており、当日もきれいに水が張られた状態で管理されていました。しかしながら譲受人は栗を植えたいとのことでした。今後は栗として管理をして行くということなので、問題なく管理されていくものと思います。

続いて9番についても8番と同じく4月28日に井上推進委員と共に現地確認と譲受人への聞き取り調査を行いました。現地は田で今後も田として管理されていくようですので問題ないと思います。以上です。

◆議 長 (福留会長)

推進委員から、意見などはございませんか？

◇井上委員 (西土佐大宮地区他担当)

4月28日篠田委員と共に現地確認と譲受人に会いました。譲受人は地元の人であり問題ありません。

◆議 長 (福留会長)

「10番の関係委員」お願いします。

◇議席番号16番 岡崎委員 (中村地区担当)

自宅を訪問してもなかなか会えず、4月30日の3時頃自宅下の畑の草むしりをしている人がおり、話しかけたら本人でした。姪に農地を譲り、今後は作ってもらうとのことでした。土地の状況については正木委員から説明します。

◇議席番号15番 正木委員 (具同地区担当)

事務局の説明のとおりです。ここは不破となっていますが四万十川をはさんで四万十川右岸の出来島のことと譲受人が具同地区に住んでいるということで、私が主に調査を行いました。4月29日譲受人の奥さんの住所のところへ行くと新築でまだ住んでいないとのことでしたが、近々引っ越しをするとのことでした。それで電話対応でしたが、おばさんからの贈与ということで、すでに分筆をしており、現況については休耕田で少し草が生え

ている程度です。主に奥さんの方が家も近くでありますので、畑として根菜類を作る予定とのことです。下限面積も 30 a 以上であり、耕作面積はご主人が三原の方で農業をしております、三原での面積も入っているとのことです。農地法第 3 条の許可については適当であるものと考えます。

◆議 長 (福留会長)

推進委員の宮地委員からは適当であるとの連絡がありました。

◆議 長 (福留会長)

「11 番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号 16 番 岡崎委員 (中村地区担当)

譲渡人と譲受人は親子です。譲受人は専業農家ではなく、譲渡人によると平田の団地の方で勤めているとのことです。譲渡人は足が悪くなり、免許証も返納したことから息子の方に徐々に贈与していくそうです。申請地の方を確認したらハウスが 3 棟建っていましたが、中は何もつくっていませんでした。以上です。

◆議 長 (福留会長)

推進委員の宮地委員からは適当であるとの連絡がありました。

◆議 長 (福留会長)

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議 長 (福留会長)

ご意見・ご質問が無いようですので、第 1 号議案の農地法第 3 条の規定による許可申請につきまして、採決をいたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議 長 (福留会長)

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第 3 条の規定による許可申請につきまして、原案のとおり許可することといたします。

続きまして、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請進達について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請進達について説明いたします。議案書は6ページになります。番号1。土地の表示は右山天神町 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。4月26日、会長と事務局で現地に向かい、中村地区担当の岡崎委員と申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの1、2ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、住宅の建築及び貸駐車場をつくるものです。場所についてはさつき新谷歯科医院信号元から北西方向へ60メートルほど行った所の農地です。申請地の西、北側は市道、南側は市道及び駐車場、東側は宅地となっています。また雑排水については合併浄化槽を設置し、市道の既設側溝へ排水します。これらのことから周辺農地に与える影響は無いものと思われます。申請地は都市計画区域の用途地域指定された第1種住居地域であり、第3種農地にあたり転用が許可できる土地ということでもあります。

番号2。土地の表示は古津賀大門ノ下 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。4月26日、会長と事務局で現地に向かい、東山地区担当の尾崎委員と申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの3、4ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、住宅を建築するものです。場所については下田分岐の信号元を北東方向へ40mほど行った所の農地です。申請地にはもともと住宅が建っていましたが、取り除き、その後の国土調査で地目が畑となったため今回の申請となっています。東側は市道、北、南側は宅地、西側は山林となっています。また雑排水については合併浄化槽を設置し、既設の市道側溝へ排水します。これらのことから周辺農地に与える影響は無いものと思われます。申請地は都市計画区域内の用途地域指定された準工業地域で第3種農地となり、転用が許可できる土地ということでもあります。

◆議長 (福留会長)

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」お願いします。

◇議席番号16番 岡崎委員 (中村地区担当)

4月26日会長、事務局、申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。事務局の説明どおりですが、若干草が生えており、鳩が5、6羽遊んでいるような状況でした。問題ないと思います。

◆議長 (福留会長)

推進委員の宮地委員からは適当であるとの連絡がありました。

◆議長 (福留会長)

「2番の関係委員」お願いします。

◇議席番号 17 番 尾崎委員（東山地区担当）

4月26日事務局、申請代理人とで現地確認を行いました。申請地周りは家が建っており、現況は宅地となっております。ですが先ほど事務局が説明したとおりです。周りに農地はありません。住宅建設による雑排水処理についても南側の国道側溝へ排水することです。以上のことから転用については適当であるものと考えます。

◆議長（福留会長）

推進委員の宮地委員からは適当であるとの連絡がありました。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請進達について、採決をいたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第4条の規定による許可申請進達につきまして、原案のとおり許可申請進達することといたします。

◆議長（福留会長）

続きまして、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第2号議案農地法第5条の規定による許可申請進達について説明いたします。議案書は7ページになります。番号1。土地の表示は安並宗藤他 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。4月26日、会長と事務局で現地に向かい、東山地区担当の尾崎委員と申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの5、6ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、駐車場をつくるものです。場所については市民スポーツセンター入口信号元の南側の農地です。申請地の北・東側は県道、西側は市の農道となっております。南側は農地であり所有者から転用についての同意を得ています。雨水については国道の既設排水側溝等へ排水します。これらのことから周辺農地に与える影響は無いものと思われまます。申請地は第1種、第2種、

第3種のいずれの要件にも該当しないその他の農地（第2種農地）であり転用が許可できる土地ということであり
ります。

なお、本申請は転用許可前にすでに駐車場の造成をしており、始末書付きでの申請となっております。

番号2。土地の表示は古津賀二丁目 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。4月26日、会長と事務局で現地に向かい、東山地区担当の井上委員と申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元の資料7、8ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、住宅を建築するものです。場所については高知ダイハツ販売（株）から北東方向へ250mほど行った所に位置する農地です。申請地の南側は幅16メートルの市道、北、東、西側は宅地となっています。また雑排水に関しては合併浄化槽を設置し市道の既設排水側溝へ排水します。これらのことから周辺農地に与える影響は無いものと思われます。申請地は都市計画区域の用途地域に指定された第2種中高層住居専用地域で第3種農地にあたり転用が許可できる土地ということでありま
す。

番号3。土地の表示は古津賀二丁目 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。4月26日、会長と事務局で現地に向かい、東山地区担当の井上委員と申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元の資料9、10ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、住宅を建築するものです。場所については高知ダイハツ販売（株）から北東方向へ300mほど行った所に位置する農地です。申請地の西側は幅16メートルの市道、北側は農地であり所有者から転用の同意を得ています。東側、南側は宅地となっています。また雑排水に関しては合併浄化槽を設置し市道の既設排水側溝へ排水します。これらのことから周辺農地に与える影響は無いものと思われます。申請地は都市計画区域の用途地域に指定された第2種中高層住居専用地域で第3種農地にあたり転用が許可できる土地ということでありま
す。

番号4。土地の表示は古津賀三丁目 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。4月26日、会長と事務局で現地に向かい、東山地区担当の井上委員と申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元の資料11、12ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、住宅を建築するものです。場所については古津賀郵便局から南西方向へ80mほど行った所に位置する農地です。申請地の北、南側は申請譲渡人所有農地、西側は宅地、東側は市道となっています。また雑排水に関しては合併浄化槽を設置し市道の既設排水側溝へ排水します。これらのことから周辺農地に与える影響は無いものと思われます。申請地は都市計画区域の用途地域に指定された第1種中高層住居専用地域で第3種農地にあたり転用が許可できる土地ということでありま
す。

番号5。土地の表示は古津賀二丁目 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。4月26日、会長と事務局で現地に向かい、東山地区担当の井上委員と申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元の資料13、14ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、申請者親子が35年間の使用貸借契約を設定して住宅を建築するものです。場所については高知ダイハツ販売（株）から北東方向へ450mほど行った所に位置する農地です。申請地の北、西、東側は農地であり所有者から転用の同意を得ています、南側は市道となっています。また雑排水に関しては合併浄化槽を設置し市道の既設排水側溝へ排水します。これらのことから周辺農地に与える影響は無いものと思われます。申請地は都市計画区域の用途地域に指定された第2種中高層住居専用地域で第3種農地にあたり転用が許可できる土地ということでありま
す。

◆議 長 (福留会長)

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」お願いします。

◇議席番号17番 尾崎委員(東山地区担当)

4月26日事務局、申請代理人とで現地確認を行いました。申請地は国道、河川、農地に囲まれた土地ですが、現況は既に線も引かれた駐車場となっています。よって始末書をつけていただいております。近隣農地の所有者からは転用の同意を得ています。排水については河川に排水します。以上のことから転用については適当であると考えます。

◆議 長 (福留会長)

推進委員の宮地委員からは適当であるとの連絡がありました。

◆議 長 (福留会長)

「2番～5番の関係委員」お願いします。

◇議席番号4番 井上委員(東山・下田地区担当)

2番～5番の詳細につきましては先ほどの事務局の説明のとおりです。4月26日現地確認を行いました。問題は無く適当であるものと考えます。

◆議 長 (福留会長)

推進委員の宮地委員からは適当であるとの連絡がありました。

◆議 長 (福留会長)

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議 長 (福留会長)

ご意見・ご質問が無いようですので、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について、採決をいたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第5条の規定による許可申請進達につきまして、原案のとおり許可申請進達することといたします。

◆議長（福留会長）

続きまして、第4号議案 非農地証明書の交付について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第4号議案 非農地証明書の交付について説明します。議案書は9ページになります。

番号1。土地の表示は、大字 江ノ村 以下議案書記載のとおりです。願人、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましても、議案書記載のとおりです。番号1につきましては、4月26日、会長、事務局で現地に向かい、願人の代理人、東中筋地区担当の清水委員立ち会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの15ページ及び16ページをご覧ください。

本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと認められるため、非農地証明については可能と考えます。

続きまして番号2。土地の表示は、大字 江ノ村 以下議案書記載のとおりです。願人、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましても、議案書記載のとおりです。番号2につきましても、番号1と同様に現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの17ページ及び18ページをご覧ください。

本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと認められるため、非農地証明については可能と考えます。

続きまして番号3。土地の表示は、大字 荒川 以下議案書記載のとおりです。願人、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましても、議案書記載のとおりです。番号3につきましても、番号1、番号2と同様に現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの19ページ及び20ページをご覧ください。

本市の非農地証明事務処理要領に基づき、320番1については、耕作放棄されてから10年以上経過している農地であり、農地への復旧は困難な土地と判断しました。

また、他6筆については、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと認められるため、非農地証明については可能と考えます。

続きまして番号4。土地の表示は、大字 入田ほか 以下議案書記載のとおりです。願人、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましても、議案書記載のとおりです。番号4につきましては、4月26日、会長、事務局で現地に向かい、願人の代理人立ち会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの21ページ及び22ページをご覧ください。

本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと認められるため、非農地証明については可能と考えます。

続きまして番号5。土地の表示は、大字 平野 以下議案書記載のとおりです。願人、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましても、議案書記載のとおりです。番号5につきましては、4月26日、会長、事務局で現地に向かい、願人の代理人、下田地区担当の畠中委員立ち会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの23ページ及び24ページをご覧ください。

本市の非農地証明事務処理要領に基づき、耕作放棄されてから10年以上経過している農地であり、農地への復旧は困難な土地と判断しましたので、非農地証明については可能と考えます。以上です。

◆議 長 (福留会長)

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番から3番の関係委員」お願いします。

◇議席番号14番 清水委員 (中筋・東中筋地区担当)

4月26日、会長、事務局、申請代理人と現地確認を行いました。先ほどの事務局の説明のとおりです。農地への復旧は困難と思われます。以上です。

◆議 長 (福留会長)

「4番の関係委員」お願いします。

◇議席番号15番 正木委員 (具同地区担当)

4番の大字入田については既に駐車場で農地への復旧は困難です。渡川二丁目の所ですが、農地への復旧は難しいものと考えます。この2件とも隣地や周辺農地に与える影響はないものと思われます。非農地証明は問題ないと思います。

◆議 長 (福留会長)

「5番の関係委員」お願いします。

◇議席番号19番 畠中委員 (下田地区担当)

4月26日、会長、事務局、申請代理人と現地確認を行いました。写真のとおり両側は竹やぶとなっております。農地への復旧は困難です。非農地として適当と考えます。以上です。

◆議 長 (福留会長)

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

◇議席番号4番 井上委員 (東山・下田地区担当)

渡川二丁目の駐車場ですが、写真を見る限りは農地への復旧が出来そうですが、状況的に平成16年から貸し

ているということでの農地への復旧が出来ないということの判断でしょうか？

◇議席番号 15 番 正木委員（具同地区担当）

もう既に駐車場は平成 15 年からということで 15 年以上経っています。つくり土を入れれば復旧できるかもしれませんが、このような状況ですので非農地と判断しました。

○ 事務局

写真の建物部分も入っていきまして、事務処理要領の「転用してから 15 年以上……」とあり、復旧できるか否かは要件にはいっていません。

◇議席番号 4 番 井上委員（東山・下田地区担当）

はい、わかりました。ありがとうございました。

◆議 長 （福留会長）

他にご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議 長 （福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第 4 号議案 非農地証明書の交付について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議 長 （福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、非農地証明書の交付につきまして、原案のとおり交付することといたします。

◆議 長 （福留会長）

続きまして、第 5 号議案 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、第 5 号議案の説明をいたします。

お手元にお配りしております、「第 5 号議案 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」をご覧ください。

この決議の経緯といたしましては、令和元年、県外にて農地転用に関わり農業委員会の会長が農地法違反と収賄容疑で逮捕されるという不祥事が続けて発生し、農林水産省より綱紀肅正の通知が発出されました。

このことを受け、全国農業会議所から全ての農業委員会に対し、職責の再認識と法令違反の再発防止の申し合わせ決議を行うよう依頼があったため、本市農業委員会におきましても、令和2年1月の農業委員会総会にて、農業委員会法第31条及び同法第33条を適切に実施し、農業委員会の議事の公正さを確保するという内容の決議を行っております。

なお、この決議については決議内容を保持する観点から、毎年度実施することとされているため、今年も実施するものであり、来年度以降も毎年度5月の総会で実施することとしております。

それでは、決議文を読み上げます。

《決議文を読み上げる》

以上です。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。

委員、または推進委員でご意見、ご質問はございませんか？

◆議長（福留会長）

ご意見、ご質問はございませんか。

~~~~ 異議なし ~~~~

◆議長（福留会長）

ご意見、ご質問が無いようですので、賛成の委員は挙手をお願いいたします。

~~~~ 農業委員《全員挙手》 ~~~~

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、原案のとおり決定することといたします。

続きまして、報告事項がございますので事務局よりお願いいたします。

○事務局

形状変更の届が1件出ておりますので報告いたします。議案書と一緒に送付しておりました、別紙の「報告事項 形状変更届出について」をご覧ください。変更届につきましては、本市の農地の形状変更取扱要領第3条により届けを受理した場合には農業委員会総会で報告することとされておりますので、本日、報告するものです。番号1、土地の表示及び届出人は記載のとおりです。届出事由は、水田耕作から柑橘類に作物を変更するためとのことです。変更期間は、令和3年3月25日から令和3年4月24日となっております。以上です。

次に、令和3年4月7日総会で許可となった農地法第3条の規定による許可申請の一部訂正について説明します。

令和3年4月7日付けで許可となっておりました、川登字西芝井42番1ほか2筆についてですが、申請書に記載されていた譲渡人の住所が以前の住所のままになっていたため、現在の住所に訂正し、正しい内容で改めて許可書を発行いたしましたので報告いたします。正しくは正誤表をご覧ください。以上です。

◆議長（福留会長）

最後に、その他委員の方から何かございませんか。

無いようでございますので、以上で本定例会に付議されました議案は、すべて終了いたしました。

これにて閉会といたします。どうもありがとうございました。

~~~~~

四万十市農業委員会総会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

令和3年5月7日

議長 福留 宣彦

署名委員 井上 靖子

署名委員 篠田 新生